

# 監査報告書

令和7年5月27日

学校法人嘉悦学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 藤川 裕紀子

監事 吉田 民

私たちは、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条（令和4年3月29日施行）の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

## 1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項（令和2年4月1日施行）の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適正でないと言ふべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上